

# 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進 に関する法律案（仮称）について

## I 趣旨

農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に係る制度を創設するとともに、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置を講ずる。

## II 基本理念

農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化は、それが農業者、林業者及び漁業者の所得の確保を通じて持続的な農林漁業の生産活動を可能とし、地域経済に活力をもたらすとともに、エネルギー源としての利用その他の農林水産物等の新たな需要の開拓等により地球温暖化の防止に寄与することが期待されるものであることにかんがみ、地域の自然的経済的社会的条件に応じ、地域における創意工夫を活かしつつ、農林漁業者等が農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用して主体的に行う取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その促進が図られなければならない。

## III 法案の内容

### (1) 基本方針の策定

農林水産大臣は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向等を明らかにした基本方針を定める。

### (2) 事業計画の作成

#### ① 総合化事業計画

農林漁業者等は、単独で又は共同して、農林水産物又はその副産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

また、当該計画には、認定を受けようとする農林漁業者等以外の者が当該事業を促進するために行う措置を含めることができる。

#### ② 研究開発等事業計画

農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化に資する研究開発及びその成果の利用を行おうとする者は、その研究開発等に係る事業に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。

### (3) 支援措置

① (2)の①の計画の認定を受けた場合には、農業改良資金助成法等の特例（償還期間及び据置期間の延長等）、野菜生産出荷安定法の特例（指定野菜のリレー出荷による直接販売に対する交付金の交付）、農地法の特例（農地転用許可に係る手続の簡略化）、食品流通構造改善促進法の特例（事業に必要な資金の借入れに係る債務保証等）等の措置を講ずる。

② (2)の②の計画の認定を受けた場合には、種苗法の特例（出願料・登録料の減免）、農地法の特例（農地転用許可に係る手続の簡略化）等の措置を講ずる。

### (4) 国の施策

国は、関係省庁と連携しつつ、本法に基づく措置及びこれと別に講ぜられる農山漁村の活性化に資する措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

## IV 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

# 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の概要 総合化の促進に関する法律案（仮称）の概要

## 1 法案の目的

農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するための措置を講ずることにより、農林漁業経営の改善を図り、もって農林漁業の持続的かつ健全な発展及び農山漁村の活性化に寄与すること。

## 2 基本理念

農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化は、それが農業者、林業者及び漁業者の所得の確保を通じて持続的な農林漁業の生産活動を可能とし、地域経済に活力をもたらすとともに、エネルギー源としての利用その他の農林水産物の新たな需要の開拓等により地球温暖化の防止に寄与することが期待されるものであることにかんがみ、地域の自然的経済的社会的条件に応じ、地域における創意工夫を活かしつつ、農林漁業者等が農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用して主体的に行う取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行うこととを旨として、その促進を図らなければならない。

## 3 基本方針

農山漁村の6次産業化の基本理念・意義を明確にした基本方針を関係省庁との協議の上、農林水産大臣が策定。

## 4 事業計画の認定と特例措置

### (1) 総合化事業計画（農林水産大臣が認定）

○ 農林漁業者等が、農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一体的に行い、価値を高め、又は新たな価値を生み出す事業活動に関する計画。

○ 農林漁業者等のごくこうした取組をアシストする民間事業者（促進事業者）も支援対象。

○ 総合化事業の対象は、農林水産物・副産物に加え、農山漁村に存在する土地、水その他の資源。

【法律上の特例措置】

☆ 農林漁業者向けの無利子融資資金の貸付対象者を拡大（促進事業者）、及び償還期間・据置期間を延長（償還期間：10年→12年、据置期間：3年→5年）（農業改良資金助成法等の特例）

（農業改良資金の場合）対象取組：新たな加工部門の導入又は販売方式の改善等に必要となる施設導入等  
貸付限度額：（個人）1,800万円（法人等）5,000万円が上限

☆ 産地りレーによる野菜の契約取引の交付金対象産地を拡大（野菜生産出荷安定法の特例）

☆ 直売施設等を建築する際の農地転用等の手続を簡素化（農地法、酪肉振興法、都市計画法の特例）

☆ 食品の加工・販売に関する資金を債務保証の対象に追加（食品流通構造改善促進法の特例）

### (2) 研究開発等事業計画（農林水産大臣及び事業所管大臣が認定）

○ 民間事業者等が、農林漁業者等の6次産業化に資する研究開発又はその成果の利用（研究開発等）を行う事業活動に関する計画。

※本法案において、「研究開発等事業」は、農林漁業者等による6次産業化の取組の促進に特に資する「研究開発」及び「その成果の利用」を行う事業と規定。

○ 研究開発・成果利用の対象は、農林水産物・副産物に加え、農山漁村に存在する土地、水その他の資源。

【法律上の特例措置】

☆ 新品种の品種登録に要する出願料等を1/4に減免（種苗法の特例）

☆ 食品の加工・販売に関する研究開発等に必要資金を債務保証の対象に追加（食品流通構造改善促進法の特例）

☆ 研究開発等に必要施設を建築する際の農地転用の手続を簡素化（農地法の特例）

## 5 その他

### (1) 国等の責務

○ 関係省庁相互間の連携を図り、本法案に基づく措置とその他の農山漁村の活性化に資する措置を総合的かつ効果的に推進。

### (2) 資金の確保

○ 認定総合化事業又は認定研究開発等事業に必要な資金の確保に努力。

### (3) 施行期日

○ 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。

# 農山漁村に有する資源のうち、6次産業化法案の対象となるもの（案）

農山漁村の資源		農山漁村の資源を活用する者			
		加工又は販売に取り組む農林漁業者等		加工又は販売に取り組む農林漁業者等以外の者（企業等）	
				促進事業者 〔加工又は販売に取り組む農林漁業者等を支援する者〕	研究開発等を行う者 〔農林漁業者等の加工又は販売に資する研究開発・成果の利用を行う者〕
		総合化事業		研究開発	成果の利用
		研究開発等事業			
農林水産物		農業者が生産した果実を用いてジュースを、転用した農地に施設を整備して製造 農業資金 流通改善 農地	生産者とジュースの契約取引を行う小売業者が、ジュースを製造する機械を購入し、農業者に貸与 農業資金 流通改善	加工に適した果実の品種を開発 加工品に含まれる機能性成分を損なわない流通体系の研究 種苗 流通改善	果実の新たな加工機械の導入 流通改善
		林業者が生産した竹を用いて竹細工を、転用した農地に施設を整備して製造 林業資金 農地	林業者と竹細工の契約取引を行う流通業者が、竹を加工する機械を購入し、林業者に貸与 林業資金	加工に適した竹の品種を開発 種苗	竹の新たな加工機械の導入
農林水産物の副産物		大豆を生産し、豆腐を製造する農家が、副産物のおからを用いてクッキーを、転用した農地に施設を整備して製造 農業資金 流通改善 農地	農業者とクッキーの契約取引を行う小売業者が、クッキーを製造する機械を購入し、農業者に貸与 農業資金 流通改善	大豆の加工（おから含む）に適する品種を開発 おからの品質低下防止技術の開発 種苗 流通改善	クッキーを製造する新たな機械の導入 流通改善
		農業者が米を生産し、副産物として生じた稲わらを資材製造業者に契約販売 農業資金	農業者と契約取引を行う資材製造業者が、稲わら収集機を購入し、農業者に貸与 稲わらからバイオプラスチックを、転用した農地に施設を整備して製造 農業資金 農地	高バイオマス量の水稻の品種を開発 種苗	バイオプラスチックを原料とする食品用包装資材の製造機械の導入 流通改善
土地等基盤資源 〔農地 森林 海・海岸 漁場〕		自然エネルギー源 水（農業用水路） 太陽光 地熱（温泉熱） 風力	加工事業に進出する農業者が、自ら小水力発電や太陽光発電を、転用した農地に施設を整備して実施し、加工事業に必要な電力を発電 農業資金 流通改善 農地	農業者と加工品の契約取引を行う小売業者が、発電に必要な機械を購入し、農業者に貸与 農業資金	農業者等が利用しやすい小型の安価な小水力発電施設や太陽光発電施設の研究開発を、転用した農地に施設を整備して実施 農地
		定住・地域間交流の場	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0e0;">農山漁村活性化法の領域</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0f0;">地域資源活用促進法の領域</div> </div>		
観光等その他の資源 〔文化財、風景地（景観）、温泉〕		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #ffe0e0; display: inline-block;"> <b>対象を拡大！</b> </div>			
【特例の内容】 農業改良資金助成法 農業資金 農地法 農地 林業・木材産業改善資金助成法 林業資金 種苗法 種苗 食品流通構造改善促進法 流通改善		関係省庁間の連携を図りつつ、農山漁村の活性化に資する措置（農商工連携法、農山漁村活性化法、地域資源活用促進法等）を総合的かつ効果的に推進するよう努める旨、6次産業化法案の条文に明記。			

## 6次産業化法案関連支援措置

### 1 融資措置

#### (1) 主な日本政策金融公庫資金

	加工・販売への取組支援	バイオマス利活用への支援	自然エネルギー利活用への支援
農林漁業者等	<p><b>【農業経営基盤強化資金（略称：スーパーL）】</b>                      ①対象取組：認定農業者が農業経営の改善を図るため、農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等の導入                      ②金利：0.8～1.7%（平成22年1月22日現在）                      ③償還期間：25年以内（うち据置期間：10年以内）                      ④融資率・限度額：1.5億円（法人の場合5億円）</p> <p><b>【経営体育成強化資金】</b>                      ①対象取組：農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等の導入                      ②金利：1.7%（平成22年1月22日現在）                      ③償還期間：25年以内（うち据置期間：3年以内）                      ④融資率・限度額：事業費の8割で、かつ1.5億円（法人の場合5億円）以内</p> <p><b>【林業構造改善事業推進資金】</b>                      ①対象取組：林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等の導入                      ②金利：1.7%（平成22年1月22日現在）                      ③償還期間：20年以内（うち据置期間：3年以内）                      ④融資率・限度額：事業費の8割で、かつ加工施設は3億円以内、流通・販売施設は1.5億円以内</p> <p><b>【漁業経営改善支援資金】</b>                      ①対象取組：水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等の導入                      ②金利：1.7%（平成22年1月22日現在）                      ③償還期間：15年以内（うち据置期間：3年以内）                      ④融資率・限度額：                      中小漁業：事業費の7割で、かつ1.5億円以内                      沿岸漁業：事業費の8割で、かつ3千万円（法人の場合6千万円）以内</p>	<p><b>【農林漁業施設資金（バイオマス利活用施設）】</b>                      ①対象取組：バイオマスを原料として、メタン発酵、エタノール発酵、飼料化、たい肥化、マテリアル変換等により、資材、エネルギー、その他有用な形態に変換するために必要なバイオマス利活用施設（共同利用）の導入                      ②金利：1.7%（平成22年1月22日現在）                      ③償還期間：20年以内（うち据置期間：3年以内）                      ④融資率・限度額：事業費の8割</p>	<p><b>【環境・エネルギー対策資金】</b>                      ①対象取組：石油代替エネルギーを使用又は供給する発電施設（太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスエネルギー）や熱利用設備（太陽熱、バイオマスエネルギー、雪氷）等の導入                      ②金利：1.25～2.4%（平成22年2月10日現在）                      ③償還期間：15年以内（うち据置期間：2年以内）                      ④融資率・限度額：7,200万円</p>
農林漁業者等以外	<p><b>【食品流通改善資金】</b>                      ①対象取組：食品製造事業者又は食品販売業者が農林漁業者との連携事業として、農林水産物の処理加工施設や販売施設等の導入                      ②金利：1.15～1.45%（平成22年1月22日現在）                      ③償還期間：15年以内（うち据置期間：3年以内）                      ④融資率・限度額：事業費の8割</p>	<p><b>【新事業活動促進資金】</b>                      ①対象取組：新たに経営多角化、事業転換を図るための施設等の導入                      ②金利：2.7億円以下：1.35～2.65%                      2.7億円超：1.75～3.05%                      （平成22年2月10日現在）                      ③償還期間（設備）：20年以内（うち据置期間：2年以内）                      ④融資率・限度額：7.2億円</p>	<p><b>【環境・エネルギー対策資金】</b>                      ①対象取組：石油代替エネルギーを使用又は供給する発電施設（太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスエネルギー）や熱利用設備（太陽熱、バイオマスエネルギー、雪氷）等の導入                      ②金利：0.85～2.0%（平成22年2月10日現在）                      ③償還期間：15年以内（うち据置期間：2年以内）                      ④融資率・限度額：7.2億円（ただし、公庫から金融機関を経由しての貸付の場合1.2億円）</p>

#### (2) 無担保・無保証人枠の設定

6次産業化に限らず、農業経営の資金繰り円滑化のため、運転資金について、700億円の無担保無保証人の特別保証枠を設定

対象資金：①農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

②営農ローンその他農業経営に必要な短期運転資金（負債整理を除く。）

（農業経営資金繰り円滑化特別保証事業：230百万円　事業実施主体：都道府県農業信用基金協会）

## 2. 主な予算措置

### (1) 施設・機械の整備支援関係

#### ①加工・販売への取組支援

事業名等	主な事業実施主体	概要(補助対象)	補助率	予算額	備考
強い農業づくり交付金(地産地消促進)	農業者の組織する団体	地産地消の活動に必要な施設(例:直売所、加工処理施設)の整備	1/2	14,385百万円の内数	※
農業主導型6次産業化整備事業	①6次産業化に取り組む農業法人 ②上記法人と連携・協力して生産を行う農業法人	①新たに加工・販売に取り組む場合に必要機械・施設等の整備 ②加工・販売に供する農産物を供給するために必要機械・施設等の整備	①1/2 ②1/3	636百万円	※
国産原材料サプライチェーン構築事業	農業者の組織する団体、農業生産法人、民間事業者	生産者と流通・加工業者が加工・業務用の国産農産物を安定的に供給する経路を構築するために必要加工施設等の整備	1/2	2,879百万円	

#### ②バイオマス利活用への支援

事業名等	主な事業実施主体	概要(補助対象)	補助率	予算額	備考
地域バイオマス利活用交付金	①農林漁業者の組織する団体 ②民間事業者	バイオマスタウン構想実現に向けた、バイオマス変換施設(例:バイオマテリアル製造施設、家畜排せつ物由来メタンガス発生・回収施設)及びバイオマス発生・利用施設の一体的な整備	①1/2 ②1/3	4,046百万円	

#### ③自然エネルギー利活用への支援

事業名等	主な事業実施主体	概要(補助対象)	補助率	予算額	備考
農山漁村地域整備交付金	農業者の組織する団体	農業水利施設を活用した小水力発電施設等の整備	1/2	150,000百万円の内数	
農村振興再生可能エネルギー導入支援事業	農業者の組織する団体	農業水利施設を活用した小水力発電、農業関連施設に設置する太陽光発電等の導入を促進するための調査設計等	定額、1/2	1,493百万円の内数	
農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業	①農林漁業者の組織する団体 ②民間事業者	農産物の保冷倉庫や畜舎など、農林水産業に関連する施設等への太陽光パネルの整備	①1/2 ②1/3	6,777百万円	※

### (2) 人材育成・コーディネーター支援関係

事業名等	主な事業実施主体	概要(補助対象)	補助率	予算額	備考
輸出総合支援事業	農林漁業者の組織する団体、農業生産法人、民間事業者	輸出先駆者や各種証明書取得の指導者等を講師とする研修会の開催、国内外の流通現場における現状・実態把握、研修の実施等を行うことにより、輸出拡大プロジェクトを企画・実行するための人材の育成等の取組を支援	1/2	539百万円	※
産地収益力向上支援事業	農業者団体や市町村、普及指導員等で構成される産地収益力向上協議会	産地の収益力向上のために、販売企画力、生産技術力のほか、人材育成力の強化(税理・財務研修等)を図る取組に対して総合的に支援 上記の取組を行う産地において、普及指導員やマーケティング専門家等から構成されるアドバイザーチームによる、販路開拓や新商品開発等についての、産地への助言・指導活動を支援	1/2 定額	1,629百万円の内数	
地域ブランド化・新需要創造支援事業(うち農林水産物・食品地域ブランド化支援事業)	全国段階:民間事業者 地域段階:農協、漁協、事業協同組合	地域ブランドの確立に向け、ブランド・コンセプトの設定、生産・品質管理、マーケティング力向上等の一貫した取組に対しアドバイザーの招へい等、全国段階・地域段階の取組を支援	全国:定額 地域:1/2	132百万円	※
地域における産学連携支援事業	民間事業者	地域ごとにコーディネーターを配置し、研究機関と企業等のマッチングや、共同研究グループの形成支援等の新技術開発促進のための産学連携活動を支援	委託事業	200百万円	※
新事業創出人材育成事業	民間事業者	農林水産分野における新事業の創出に向けて、大学等における教育プログラムの開発等を支援することで、農林水産業と新分野を橋渡し(マッチング)する人材を育成	委託事業	60百万円	※

※「未来を切り拓く6次産業創出総合対策」予算(13,073百万円)

(注)「補助率」の欄には基本的な補助率を記載。取組の内容により異なる場合がある。